

日本ソフトバレーボール連盟専門委員会規程

(目的)

第1条 日本ソフトバレーボール連盟（以下「連盟」という）規約第2章第3条の目的達成のために、第16条に規定する事業執行の専門機関として次の専門委員会（以下「委員会」という）を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 情報管理委員会
- (3) 競技委員会
- (4) 審判規則委員会
- (5) 指導普及委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 特別委員会

(各委員会の担当業務)

第2条 各委員会が担当する事業を次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ① 評議員会、理事会等の開催に関する事
- ② 本連盟の庶務、経理に関する事
- ③ 諸団体に係る関連事業の調整及び連絡に関する事
- ④ 全国大会における渉外に関する事
- ⑤ 功労者の表彰に関する事
- ⑥ 本連盟の公認及び後援に関する事

(2) 情報管理委員会

- ① 各種名簿の管理に関する事
- ② JVA-MRSの運用、管理に関する事
- ③ 役員経歴名簿
- ④ (公財)日本バレーボール協会公認資格(講師・審判員等)及び(公財)日本スポーツ協会
有資格者(上級コーチ・コーチ・指導員等)の名簿
- ⑤ その他、情報関連事業を有効かつ効果的に推進するために必要な事業

(3) 競技委員会

- ① 各種競技会の開催及び競技日程に関する事
- ② 本連盟主催競技会での参加資格及び運営上の規定に関する事
- ③ 施設・用具・器具等の設定及び管理に関する事
- ④ チームの登録規程及びチーム管理に関する事
- ⑤ その他、競技関連事業を有効かつ効果的に推進するために必要な事業

(4) 審判規則委員会

- ① 競技規則の制定及び研究に関する事
- ② 競技規則の周知・伝達に関する事
- ③ 審判法や記録法の研究及び審判員の要請・研修に関する事
- ④ その他、審判・規則関連事業を有効かつ効果的に推進するために必要な事業

(5) 指導普及委員会

- ① 各種指導講習会の開催及び指導者の管理・派遣に関する事
- ② 各種国際競技会への選手選考及び派遣に関する事
- ③ ソフトバレーボールの各種調査及び研究に関する事
- ④ マスターリーダー及びリーダーの活動の場の提供に関する事
- ⑤ その他、指導普及関連事業を有効かつ効果的に推進するために必要な事業

(6) 広報委員会

- ① ソフトバレーボールの広報及び関連事業の情報提供に関する事
- ② ホームページに関する事
- ③ IT化推進に関する事
- ④ 本連盟主催事業の大会成績や指導者資格取得等の整理に関する事
- ⑤ その他、広報関連事業を有効かつ効果的に推進するために必要な事業

(7) 特別委員会

- ① 本連盟に対する支援及び全国フェスティバル等における協賛・協力社との連絡・調整に関する事
- ② その他、有効かつ効果的に推進するために必要な事業

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 5名以内

(委員の選任及び任期)

第4条 各委員会の委員長は、副理事長又は理事のうちから会長が推薦し、評議員会で承認された者とする。

2 各委員会の副委員長及び委員は、原則として理事・評議員の中から選出し、理事会で承認された者とする。ただし、専門的知識や技能を必要とする副委員長及び委員の場合は、会長が推薦し理事会で承認された者を選出することができる。

3 委員会の構成員の任期は、連盟規約第11条に準ずる。

(事業計画及び報告)

第5条 委員長は、所管する委員会の事業について毎年度の事業計画を立案し、評議員会の承認を受けるとともに、年度終了時に報告をしなければならない。

(規程の改正)

第6条 本規程の変更は、評議員会の議を経て変更することができる。

附則

本規程は、平成15年4月1日から施行する。

本規程は、平成17年4月1日から施行する。

本規程は、平成26年4月1日から施行する。

本規程は、平成31年4月1日から施行する。